船舶事故調査報告書

平成29年7月20日

運輸安全委員会 (海事専門部会) 議決

	連輸安全委員会(海事専門部会)議決
事故種類	衝突(防波堤)
発生日時	平成28年8月12日 00時50分ごろ
発生場所	関門港
	若松洞海湾口防波堤灯台から真方位289゜7m付近
	(概位 北緯33°56.5′ 東経130°51.0′)
事故の概要	プレジャーボートYAMATOは、南東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月12日、主管調査官(門司事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YAMATO、2.3トン
船舶番号、船舶所有者等	290-61311福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人(船長)
損傷	船首部の圧壊、船底外板の亀裂(全損)
気象・海象	気象:天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好
	海象:海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて関門港若松第5区を
	約10.8ノットの対地速力で南東進した。
	船長は、関門航路第10号灯浮標(灯質:群閃赤光、毎6秒に2閃
	光、以下「本件灯浮標」という。)の南側を通航しているつもりでい
	たところ、洞海湾口防波堤に衝突した。
	船長は、4日前に取り替えたGPSプロッターの画面が明るかった
	ものの、輝度を下げる方法が分からず、見張りの妨げになっていたの
	で、同画面が視界に入らないような姿勢で操船に当たり、同画面を見
	ていなかった。
	船長は、本件灯浮標から目を離していた間に本船の船首が若松洞海
	湾口防波堤灯台(灯質:等明暗赤光、明2秒暗2秒、以下「本件灯
	台」という。) に向いており、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と
	思って航行していたことを本事故後に知った。
分析	本船は、関門港を南東進中、船長が、本件灯台の灯光を本件灯浮標
	の灯光と誤認していることに気付かなかったことから、本件灯台の南
	側を通航し、洞海湾口防波堤に衝突したものと考えられる。
	本件灯台の灯質と本件灯浮標の灯質には差異があり、船長は、灯質
	の違いを知らなかったことから、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光
E m	と誤認していることに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、本件灯台の灯光を本件灯浮標の灯光と誤
	認したため、本件灯台の南側を通航し、本船が洞海湾口防波堤に衝突

	したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・航行予定海域の航路標識の灯質を確認しておくこと。
	・航海機器の操作に慣れておくこと。